

SPC JINJIKEN NEWS

厚生年金保険料率が上限に（9月30日）



厚生年金の保険料率が10月の納付分から上がり、2004年の年金改革で設けられた上限の18.3%に達した。今後は固定されることになり、限られたお金を世代間でどう分配していくかが課題となる。

〔関連リンク〕

保険料額表（平成29年9月分～）（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/20170822.html>

8月の有効求人倍率 高水準を維持(10月2日)

厚生労働省は、8月の有効求人倍率（季節調整値）が1.52倍だったと発表し、1974年2月以来の高水準となった前月と同じとなったことがわかった。総務省は同月の完全失業率（季節調整値）が2.8%だったと発表した。こちらも前月と同様の数値。

中小で景況回復も人手不足深刻（10月2日）

日銀が9月の「全国企業短期経済観測調査」の結果を発表し、中小企業の業況判断指数がプラス9となったことがわかった。1991年11月以来約26年ぶりの高水準で、リーマン・ショック前の景気拡大局面も大きく上回った。一方、人手不足は深刻さを増し、雇用人員判断DIは1992年以来の低水準となるマイナス32で、1年前より12ポイント不足感が増した。

都立病院で夜間・休日勤務の賃金1.2億円未払い（10月6日）

東京都立小児総合医療センターが、医師ら職員約130人に対して夜間や休日労働にかかる残業代を支払っていなかったことがわかった。立川労働基準監督署からは是正勧告を受け、未払い分の約1億2,000万円を支払った。同センターは夜間や休日勤務に救急措置などがあつた時間のみ割増賃金を支払っていた。

過労死等防止対策白書 発表 運送業の労働実態を分析（10月6日）

厚生労働省が2017年版の「過労死等防止対策白書」を発表し、2016年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は191人で、前年度より2人増加したことがわかった。業種別では「運輸・郵便業」が最も多く41人だった。また、白書では過労死が多く人手不足が深刻となっている運送業などに焦点をあて、その実態を分析している。

〔関連リンク〕

平成29年版過労死等防止対策白書

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/17/index.html>

新国立競技場建設の過労自殺 労災認定（10月10日）

新国立競技場の建設工事に従事していた男性社員が自殺した問題で、新宿労働基準監督署が、自殺の原因が「極度の長時間労働」による精神疾患であるとして労災認定したことがわかった。



2017年11月号

労基署の調べによると、死亡前の1カ月前の時間外労働時間は約190時間だった。

遺族年金 受給資格喪失者1,000人に18億円過払い (10月12日)

会計検査院は、日本年金機構が、遺族年金の受給資格を失った1,000人に対し総額約18億円を支払っていたとする調査結果を発表した。うち約8億円は5年の消滅時効が成立し、返還を請求できる期限が過ぎていた。検査院は、時効が成立していない分の返還手続を取らせ、受給資格の確認を徹底するよう厚生労働省に求める方針。

労働移動支援助成金 5,000万円超の不適切支給が発覚 (10月18日)

リストラを実施した企業が離職者の再就職を支援する場合等に支給される「労働移動支援助成金(再就職支援コース)」について、2014～2016年度支給分のうち208人分(総額5,015万円)が不適切に支出されていたことが、会計検査院の調査でわかった。支援を受けることなく再就職をした離職者や、すぐに再就職をする意思のない離職者等であるにもかかわらず、企業に支給がなされていた。

[関連リンク]

労働移動支援助成金(再就職支援コース)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_idou

法人所得が7年連続増 過去最高額に(10月19日)

国税庁が、2016年度に決算期を迎え今年7月末までに税務申告があった法人の所得総額が、過去最高の63兆4,749億円となったことを明らかにした。昨年度から3.2%増加して7

年連続の上昇。建設業やサービス業が特に伸びた。

「賃上げで人材確保」66.1%の中小企業が賃上げを実施(10月23日)

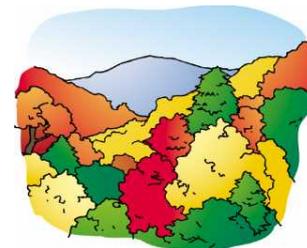
経済産業省が「中小企業の雇用状況に関する調査」の結果を発表し、2017年度は中小企業の66.1%(前年度比7.1ポイント増)が正社員の賃上げに取り組んだことがわかった。賃上げの理由(複数回答)は「人材の採用・従業員の引き留め」が49.2%で最も多く、人手不足が深刻になるなか、賃上げにより人材確保を目指す動向が浮彫りとなった。

「企業負担3,000億円増」待機児童対策で政府要請(10月25日)

政府は、待機児童対策として、企業に約3,000億円の負担を求める検討を始めた。児童手当や企業主導型保育所整備等のために企業が負担している事業主拠出金について、2018年度からの3年間で、現行の賃金総額の0.23%から0.45%まで段階的に料率を引き上げる方針。年末までに経済界と調整し、来年の通常国会での関連法の改正を目指す。

賃上げ企業に法人税減税検討 政府方針(10月26日)

安部首相は、経済財政諮問会議において、来年の春季労使交渉をめぐり「3%の賃上げの実現」を経済界に要請した。政府は今後、賃上げの後押し策として3%程度の賃上げを実現した企業を対象に、法人税の実効税率を25%程度(現在は29.97%)とすることなどを検討。具体的な減税方法について税制改正大綱に盛り込むことを目指すとしている。



トピックス● 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成 29 年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う、「各種申告書等の様式変更等」を紹介します。

■ ■ 各種申告書等の様式変更等 ■ ■

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において**配偶者控除又は配偶者特別控除**の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することとされます。また、他の申告書等についても、記載事項の変更等が行われることになっています。次の表をご覧ください。

| 改正前 | 改正後 | |
|-----------------------------------|------------------------|--|
| 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 | 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 | 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 | 記載事項の変更等 ★その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 | 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 | 記載事項の変更等 ★その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出 |
| 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書 | 給与所得者の保険料控除申告書 | ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出 |
| | 給与所得者の配偶者控除等申告書 | ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時までに提出 |
| 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 | 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 | 記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成 |

注. 税務署でも、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式（上図の太枠部分）を配布することとされています。

☆ 今年の年末調整（平成 29 年分の給与等に関する年末調整）においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますので、ご注意ください。

改正後の書類の中で、企業において、最初に使うことになるのは、一般的には、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（マル扶）」ということになります。

トピックス● 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成29年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比25円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

■■ 平成 29 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧 ■■

| 都道府県名 | 最低賃金時間額 ()内は平成28年度 | 発効年月日 | 都道府県名 | 最低賃金時間額 ()内は平成28年度 | 発効年月日 |
|---------|------------------------|--------|-------|------------------------|--------|
| 北海道 | 810円 (786円) | 10月1日 | 滋賀 | 813円 (788円) | 10月5日 |
| 青森 | 738円 (716円) | 10月6日 | 京都 | 856円 (831円) | 10月1日 |
| 岩手 | 738円 (716円) | 10月1日 | 大阪 | 909円 (883円) | 9月30日 |
| 宮城 | 772円 (748円) | 10月1日 | 兵庫 | 844円 (819円) | 10月1日 |
| 秋田 | 738円 (716円) | 10月1日 | 奈良 | 786円 (762円) | 10月1日 |
| 山形 | 739円 (717円) | 10月6日 | 和歌山 | 777円 (753円) | 10月1日 |
| 福島 | 748円 (726円) | 10月1日 | 鳥取 | 738円 (715円) | 10月6日 |
| 茨城 | 796円 (771円) | 10月1日 | 島根 | 740円 (718円) | 10月1日 |
| 栃木 | 800円 (775円) | 10月1日 | 岡山 | 781円 (757円) | 10月1日 |
| 群馬 | 783円 (759円) | 10月7日 | 広島 | 818円 (793円) | 10月1日 |
| 埼玉 | 871円 (845円) | 10月1日 | 山口 | 777円 (753円) | 10月1日 |
| 千葉 | 868円 (842円) | 10月1日 | 徳島 | 740円 (716円) | 10月5日 |
| 東京 | 958円 (932円) | 10月1日 | 香川 | 766円 (742円) | 10月1日 |
| 神奈川 | 956円 (930円) | 10月1日 | 愛媛 | 739円 (717円) | 10月1日 |
| 新潟 | 778円 (753円) | 10月1日 | 高知 | 737円 (715円) | 10月13日 |
| 富山 | 795円 (770円) | 10月1日 | 福岡 | 789円 (765円) | 10月1日 |
| 石川 | 781円 (757円) | 10月1日 | 佐賀 | 737円 (715円) | 10月6日 |
| 福井 | 778円 (754円) | 10月1日 | 長崎 | 737円 (715円) | 10月6日 |
| 山梨 | 784円 (759円) | 10月14日 | 熊本 | 737円 (715円) | 10月1日 |
| 長野 | 795円 (770円) | 10月1日 | 大分 | 737円 (715円) | 10月1日 |
| 岐阜 | 800円 (776円) | 10月1日 | 宮崎 | 737円 (714円) | 10月6日 |
| 静岡 | 832円 (807円) | 10月4日 | 鹿児島 | 737円 (715円) | 10月1日 |
| 愛知 | 871円 (845円) | 10月1日 | 沖縄 | 737円 (714円) | 10月1日 |
| 三重 | 820円 (795円) | 10月1日 | | | |
| 全国加重平均額 | | | | 848円 | (823円) |